

広島市告示第94号  
令和2年3月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ファミリータウン広電楽々園  
(2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目441番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

広島電鉄株式会社  
代表取締役 椋田 昌夫  
広島市中区東千田町二丁目9番29号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
マックスバリュ棟北・西・南側	79台
ナイスデイ棟東側	118台
DCMダイキ棟西側	185台
ヤマダ電機棟1階	127台
立体駐車場棟1階	54台
立体駐車場棟2階	54台
立体駐車場棟3階	54台
合計	671台

(変更後)

位置	収容台数
マックスバリュ棟北・西・南側	80台
DCM ダイキ棟西側	165台
ヤマダ電機棟1階	124台
立体駐車場棟1階	56台
立体駐車場棟2階	54台
立体駐車場棟3階	54台
合計	533台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
マックスバリュ棟北側	86台
マックスバリュ棟北側	20台
ナイスデイ棟北側	118台
ナイスデイ棟北側	50台
ナイスデイ棟北側	29台
マックスバリュ棟南側	72台
ナイスデイ棟南側	26台
ナイスデイ棟南側	40台
DCM ダイキ棟西側	70台
ヤマダ電機棟1階	23台
合計	534台

(変更後)

位置	収容台数
マックスバリュ棟北側	86台
マックスバリュ棟北側	20台
マックスバリュ棟東側	21台
マックスバリュ棟南側	72台
DCM ダイキ棟西側	70台
ヤマダ電機棟1階	23台
合計	292台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位置	収容台数
マックスバリュ棟西側	200 m <sup>2</sup>
ナイスデイ棟東側	123 m <sup>2</sup>
DCM ダイキ棟東側	98 m <sup>2</sup>
ヤマダ電機棟西北側	170 m <sup>2</sup>
合計	591 m <sup>2</sup>

(変更後)

位置	収容台数
マックスバリュ棟西側	200 m <sup>2</sup>
DCM ダイキ棟東側	98 m <sup>2</sup>
ヤマダ電機棟西北側	170 m <sup>2</sup>
合計	468 m <sup>2</sup>

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置	収容台数
マックスバリュ棟西側	15 m <sup>3</sup>
マックスバリュ棟西側	15 m <sup>3</sup>
マックスバリュ棟西側	30 m <sup>3</sup>
ナイスデイ棟東側	30 m <sup>3</sup>
ナイスデイ棟東側	15 m <sup>3</sup>
ナイスデイ棟東側	15 m <sup>3</sup>
DCM ダイキ棟東側	10 m <sup>3</sup>
ヤマダ電機棟西北側	42 m <sup>3</sup>
合計	172 m <sup>3</sup>

(変更後)

位置	収容台数
マックスバリュ棟西側	15 m <sup>3</sup>
マックスバリュ棟西側	15 m <sup>3</sup>
マックスバリュ棟西側	30 m <sup>3</sup>
DCM ダイキ棟東側	10 m <sup>3</sup>
ヤマダ電機棟西北側	42 m <sup>3</sup>
合計	112 m <sup>3</sup>

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
マダムジョイ棟	午前6時から午後9時まで
ナイスデイ棟	午前6時から午後9時まで
DCM ダイキ棟	午前8時から午後8時まで
ヤマダ電機棟	午前8時から午後10時まで

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
マダムジョイ棟	午前6時から午後9時まで
DCM ダイキ棟	午前8時から午後8時まで
ヤマダ電機棟	午前8時から午後10時まで

4 変更年月日

令和3年10月23日

5 届出年月日

令和3年2月22日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和3年3月1日から同年7月1日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和3年7月1日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課